

土地収用法第47条の4第1項の規定により、京都府収用委員会から同法第47条の3第1項の書類の写しの送付を受けましたので、同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により、権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間中に同法第47条の4第2項において準用する同法第43条の規定により、京都府収用委員会（京都府庁内）に意見書を提出することができます。

平成27年6月19日

京都市東山区長 鷲頭 雅浩

1 これらの書類に係る土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地目（登記簿上）
京都市東山区福稲柿本町	20番54	宅 地

2 縦覧場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6
東山区役所地域力推進室総務・防災担当

3 縦覧期間及び時間

平成27年6月19日から同年7月3日まで
ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
午前8時30分から午後5時15分まで

(東山区役所地域力推進室)